

※建設工事に係る現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用関係について

現場代理人については、建設業法上の制限を受けるものではありませんが、受注者の代理人として請負契約の的確な履行を確保する観点から、また、主任技術者並びに監理技術者については、受注者が組織として有する技術力を十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行う観点から、受注者が責任を持って現場代理人及び主任技術者等を工事現場に配置できるよう、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。

南アルプス市では、この雇用関係について、事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項の9配置予定技術者制度の運用（1）において、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）によるものとしています。

この運用について、より明確に実施するため、この直接的かつ恒常的な雇用関係について、雇用期間の要件及び確認方法について、次のとおり取扱うこととします。

なお、雇用関係については、受注者が自ら証明する必要があることから、審査において疑義が生じた場合は、以下に示す書類の他、確認できる資料の追加提出や提示を求めることができるものとしています。

1 雇用期間の要件について

雇用期間の要件については【表1】のとおりとします。

【表1】：雇用期間の要件

区分	雇用期間の要件	
	現場代理人・主任（監理）技術者提出時（着手時）	現場代理人・主任（監理）技術者変更届提出時
現場代理人	開札日の前日以前に雇用関係があること。	本市がやむを得ない理由があると認める場合に限り変更を認める。この場合、原則として着手時（左欄）と同等であること。 なお、やむを得ずこの要件を満たさない場合には、本市と協議すること。
専任を要しない主任技術者		
専任を要する主任（監理）技術者	開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること	
事後審査型条件付一般競争入札	入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。	

2 雇用関係の確認方法について

現場代理人、主任（監理）技術者が、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類は、健康保険被保険者証【表2】とします。

ただし、法令上、健康保険加入義務者から除外される場合（従業員5人未満を雇用する個人事業所、後期高齢者医療制度被保険者）に限り、【表3】の証明書類により確認します。

【表2】:株式会社、有限会社等の会社組織または常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所(株式会社、有限会社等のつかいないもの)の場合

番号	証 明 書 類	雇用開始の認定日	摘 要
①	健康保険被保険証又は国民健康保険組合の国民健康保険者証（所属している建設業者名が記載されているもの）の写し	交付日 ※	市区町村所管の国民健康保険は該当しません。
②	①の加入手続き中の場合 社会保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付の印があるもの）の写し	社会保険事務所の受付日（受付印の日付）	健康保険被保険者証交付後、写しを提出してください。
③	国民健康保険組合の国民健康保険被保険者証（所属している建設業者名の記載がないもの）の写し及び健康保険被保険者摘要除外承認証の写し	摘要除外承認証の発行日	市区町村所管の国民健康保険は該当しません。

※ 健康保険被保険者証の交付日では要件を満たさない場合には、社会保険被保険者資格取得届の写しにより確認する。ただし、再発行（更新）等で確認時に資格取得年月日と交付日との期間が1年以上の場合には、資格年月日をもって、雇用開始の認定日とする。

※ 交付日については、再発行（更新）等以外で、確認時に告示日・指名通知日または見積依頼通知日以前に交付を受けていること。

【表 3】：従業員 5 人未満を雇用する個人事業所（株式会社、有限会社等のつかないもの）または後期高齢者医療制度被保険者の場合のみ

番号	証 明 書 類	雇用開始の認定日	摘 要
④	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し これによることができない場合、給与台帳等給与の支払状況の確認できる書類の写し（請負者の記名押印したもの）	【住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書の写しの場合】 最新の（必要に応じて前年度）もの通知書により確認し、認定日は通知書の通知日 【上記で確認できない場合】 給与台帳等の支払内容による	後期高齢者医療制度被保険者の場合、後期高齢者医療制度被保険者証の写しも併せて提出してください

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の建設工事から適用する。